

令和5年 第10回

甲斐市農業委員会議事録

令和5年9月27日

1 日 時 令和5年9月27日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎 本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 4番 飯室 勤 委員、5番 小田切 浩一 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時45分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第10回の農業委員会総会を開催致します。
山本会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

（日程第1議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、4番飯室委員と5番小田切委員を指名致します。

（日程第2会期
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）
（報告第14号）

【議長】

報告第14号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上
程致します。

事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。市街化区域の転用ですので報告となります。

農地法第 4 条というのは、主に所有者が変わらず地目を変更する場合があります。条文の第 7 号に市街化区域は許可申請不要ということになっていまして、農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により、その場合は転用の届出をなさうという決まりになっています。

また、甲斐市農業委員会事務専決規程第 3 条に届出の場合については、専決処分ということで、事務を進めて總會において報告をさせていただきますということになっております。

番号 1 番、地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●、面積 304 m²を●●の●●さんが自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議事に移ります。

(報告第 15 号)

【議長】

「報告第 15 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に番号 26 番から 30 番の説明を求めます。

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。こちらも市街化区域の転用ですので報告となります。

農地法第 5 条は転用を伴う権利移動のものになります。

こちらも、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により届出をなさうとなっています。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 26 番、地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●ほか 1 筆、合計面積 1217 m²を●●の●●さんから●●の●●に
所有権移転により宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ていま
す。

続きまして

番号 27 番、地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●、面積 892 m²を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転
により宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 28 番、地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●、面積 431 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権
移転により事務所建築のための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 29 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●、面積 539 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権
移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 30 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●、面積 132 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権
移転により住宅敷地を拡張するための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業
委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

【議長】 議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

(議案第 33 号)

【事務局】

事務局に番号 26 番の説明を求めます。

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

農地法 3 条は、農地を農地としての所有権移転や貸借、権利設定などをする場合の申請になります。

農地法 3 条については所管農業委員会で許可、不許可の決定を行います。

番号 26 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●、面積 1086 m²、を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、コンバイン、管理機、バックホーです。

現地の写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

19 日に正副会長、●●推進委員、事務局の方々と現地調査を行いました。

申請地は、竜王北中学校の西側に位置し、所有者が県外在住であり管理難しいため、知合いの●●さんに頼むことになったそうです。

申請地の隣地の畑を●●さんが所有、耕作しており、●●さんが所有する農機具も充実しておりますので、問題ないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。先ほどの●●委員の報告のとおり、19 日に現地調査を行いました。該当地は多少草が生えておりましたが、耕耘すれば栽培ができそうな状態であり、また譲受人は申請地の周辺で耕作を行っており、計画のとおり申請地で野菜の栽培を行うことで、農地の集積、経営基盤の拡張、遊休農地の解消につながると思われますので、

特に問題ないかと考えております。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 26 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します

続きまして、事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 27 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●ほか 3 筆、合計面積 1016 ㎡を所有者不明土地管理人の弁護士●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

この案件は、令和 3 年の民法の改正により令和 5 年 4 月から所有者不明土地に関して裁判所が管理人を選任し、管理人により裁判所の許可を得て財産の処分ができる制度を利用しております。

譲受人は申請地で柿の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機、コンバイン、刈払い機です。

現地写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員お願いします。

【●番●委員】

はい、●番●です。

先の案件の調査と同じメンバーで現地調査を行いました。

申請地は、赤坂台の中腹、高速道路の側道沿いに位置しております。

また、同地は所有者が不明のため管理人を介しての許可申請とのことでもあります。

申請地の状況ですが、申請地内には水路があり、急勾配な部分も見受けられます。また、土壌には石が多く営農を行うには土の入替を含む造成等が必要と思われれます。

譲受人である●●さんは、●●であり 2～3 ヶ月前に購入した隣地と一括で管理を行うとのことでもあります。

ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。●●委員の報告のとおり現地調査を行いました。

申請地は、●●他3筆、1016㎡とのことであり、譲受人は3ヶ月ほど前に隣地を柿の栽培のために購入しており、農地の一体的な有効利用、農地の集積化が期待されます。

しかし、前回取得地と申請地との間には幅120cm程度の水路があり、かつその水路は農地より2～3mほど低い位置にあるという状態で、両農地を有効活用するためには、水路について用途廃止や付替え、嵩上げ等の対応が必要と思われる。

また、申請地は所有者不明とのことであるが、残土置場として利用されていた形跡があり、農地としては荒廃して、営農のためには、土の入替等も必要であると思われる。

譲受人は、営農への意欲が見られ、これらの課題がクリアされ計画どおり柿の栽培が行われるのであれば、遊休農地の解消にもつながりますので、問題ないと思われま

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号27番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します

続きまして、事務局に番号28番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号28番、地図公図は17ページ、18ページになります。

●●、面積845㎡を●●の●●さんが競売落札による所有権移転の許可申請が提出されました。昨年10月に競売適格証明を交付しております。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、耕運機、田植機、コンバイン、刈払い機です。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

19日に正副会長、●●推進委員、事務局の方と現地調査を行いました。

申請地は、だいふ草が生い茂っていましたが、整備のうえネギを栽培するとのことですので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

申請地は●●委員がご指摘のとおり、雑草が繁茂しておりますが、トラクターを入れれば農地として活用可能だと思われま。

ただ、譲受人の既所有農地について、書類上は既に柿が栽培されているかのような申告となっておりますが、現況見た限りではそのようには見えませんでした。申告内容に齟齬があるようですが、今後作物を栽培していくということであれば、問題ないかと思ひます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号28番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します

それでは次の議案に移ります。

(議案第34号)

【議長】

議案第34号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

農地法第4条の許可申請です。許可申請の案件は市農業委員会の見解、許可相当、不許可相当、を付して、県に進達し県知事が最終決定権者になっております。

番号1番、地図公図は19ページ、20ページになります。

●●、面積1986㎡のうち7.41㎡を●●の●●が営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可申請が提出されました。3年目の更新の申請となります。一時転用については、最長3年間となりますが、営農型太陽光発電の場合は更新が認められています。転用面積については全体面積ではなく、支柱と引込柱の地面に接している部分の面積の合計となります。

施設の内容は、支柱77本、引込柱1本、パネル設置枚数264枚、発電量は49.5KW/hです。

太陽光パネル下部では支柱を利用して柵を作り、ブドウの栽培を行っており、14本の苗木を育成しています。

所有機械については刈払機、噴霧器です。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

19日の現地調査に所用のため同行できなかったため、別途現地確認を行いました。

写真のとおり、下草が若干ございますが、左手の方にぶどうの苗木が育っており、かつパネル設備の支柱も確認いたしました。しっかりされているようなので特に問題はないかと思われま

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。19日に事務局の皆様と現地調査を行いました。

写真のとおり、少々下草はありますがこれは近日中に処理されることとであり、また作付けされている葡萄については、少々生育が悪いようですがさほど問題はないかと思われま

以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号1番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第35号)

【議長】

議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号39番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料6ページをお願いします。

農地法5条ですので転用を伴う権利移動の案件になります。先程の農地法第4条と同じように最終的には県知事の許可となっております。

番号39番、地図公図は21ページ、22ページになります。

竜王新町2125、面積1367㎡を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により駐車場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。3種農地は基本的に転用可能な農地です。

条件はいくつかありますが、宅地や雑種地に50m程度の距離で挟まれていて宅地や雑種地が50戸以上連続している場合は集落接続があるということで3種農地となります。

譲受人は隣接する福祉施設の関係者で福祉施設の駐車場が不足しているため、隣接する2160-1番地の山林と一体的に利用し、44台分整備する計画です。

碎石で舗装し、雨水は自然浸透の計画です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●委員】

はい、●番●●です。

19日に正副会長、推進委員、事務局と現地確認を行いました。

申請地は、双葉サービスエリアの西、中央高速の側道沿いに位置し、福祉施設と山林に囲まれている日照条件の悪い農地となります。

周囲に農地もなく、周囲の営農への支障もないことから問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

申請地は●●の●●番地、面積1367㎡ということで、福祉施設の建物の裏側に位置し、周囲は山林に囲まれており、事務局の説明にもあったとおり、原則転用可能な3種農地ということですので、問題ないと考えております。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号39番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号40番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号40番、地図公図は23ページ、24ページになります。

宇津谷4728-1、面積253㎡を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに使用貸借により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

建築予定面積は101.02㎡の2階建ての計画です。

本案件は、同じ計画で令和4年9月に所有権移転の内容で許可を受けて建築していましたが、途中で親族間での話し合いにより使用貸借

への変更となったので新たに許可申請のやり直しとなったものです。所有権移転から使用貸借への変更以外は当初の許可を受けた内容と変更はありません。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、担当農業委員、推進委員の現地調査を行いました。過去に同じ計画で農地法5条の許可を受けているため、担当委員の報告と意見は省略致します。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号40番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号41番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号41番、地図公図は25ページ、26ページになります。

龍地4363-2、面積234㎡を●●の●●さんから●●の●●株式会社に有償移転により建売分譲1区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

建築予定面積は48㎡の2階建ての予定です。汚水は合併浄化槽で処理し道路側溝に放流、雨水も道路側溝に放流予定です。

資金証明、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、13番石川です。
19日に正副会長、推進委員、事務局と現地確認を行いました。
申請地の周辺は、数年前に同じ譲渡人から譲受人へ同目的での転用が行われており、既に10区画以上の分譲地となっております。
どういう事情か不明ですが、申請地だけ残してあったものがこの度申請が行われたということですので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、大木です。19日に正副会長、推進委員、事務局と現地確認を行いました。
申請地は住宅地の真ん中にある農地であり、何ら問題ないかと思われれます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号41番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号42番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料7ページをお願いします。
番号42番、地図公図は27ページ、28ページになります。
島上条1061-2、面積278㎡を●●の●●人さんから●●の●●さんに所有権移転により個人住宅建設のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。
建築予定面積は74.52㎡の2階建ての計画です。汚水は公共下水道に放流、雨水は西側水路に放流予定です。
資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。
写真は南側から撮影したものです。
説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

申請地は、事務局の説明にもありましたが住宅に囲まれている3種農地であり、許可相当で問題ないと考えております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、平馬です。19日の現地調査に同行いたしましたが、ただいま説明がありましたとおり、周囲は住宅に囲まれており、汚水は公共下水道に接続、雨水も水路に放流ということですので、特に問題ないかと思われま

ご審議よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号42番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号43番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号43番、地図公図は29ページ、30ページになります。

島上条1061-4ほか1筆、合計面積285㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により個人住宅建設のための転用の許可申請

が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

この一つ前の案件の隣の土地となります。

建築予定面積は64.59㎡の2階建ての計画です。汚水は公共下水道に放流、雨水は西側水路に放流予定です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

申請地は、先の案件42番の隣地であり、同様の理由で問題ないと考えております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●進委員】

はい、●●です。

先の案件の隣地でございますので、こちらについても問題はないと考えております。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】

●番●●です。1つ確認なのですが、申請地は1061-4と1061-6とありますが、1061-4が通路になり1061-6に建物が建つということで良いのか。

【事務局】

そのとおりです。1061-4については入り口となります。

【議長】

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号43番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致し

ます。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 36 号)

【議長】

議案第 36 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 32 番から 33 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画は、一般的に利用権設定といわれるものになります。農地の貸し借りをしやすくして、遊休農地の解消や農地を集約して効率化を図る目的の制度です。農業委員会では市が作成した利用権の計画を承認する形となります。資料 8 ページをお願いします。

番号 32 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

竜王 232、面積 955 m²を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして

番号 33 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

西八幡 17-1 ほか 3 筆、合計面積 2502 m²を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●さんに田を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 32 番から 33 番を承認することに決

定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 45 分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年12月25日

議事録署名委員 4番

議事録署名委員 5番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之